

高槻市公告第321号

一般競争見積を下記のとおり執行する。

### 一般競争見積募集要綱

令和7年11月28日

高槻市長 濱田 剛 史

#### 1 見積対象業務

- (1) 業務名称 令和8年度高槻市要介護認定調査等業務
- (2) 履行場所 高槻市及び近隣市
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 調査委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 仕様書 別紙仕様書のとおり

#### 2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和7年1月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 指定事務受託法人として認定調査業務を履行した実績があること。
- (4) 高槻市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

#### 3 仕様書等に関する質問及び回答

##### (1) 受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月5日（金）午後5時まで

##### (2) 問合せ方法

質問書を末尾記載の問合せ先にメール又はFAXにより提出すること。また、質問書送付後に必ず電話で到達確認を行うこと。

##### (3) 回答方法

令和7年12月9日（火）午後5時までに高槻市ホームページにて質問等及び回答を公開する。

#### 4 参加申請書及び見積書の提出

見積への参加を希望する者は、参加の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類及び見積書を次に掲げる方法により全て提出すること

##### (1) 提出書類

- ① 見積参加申請書（様式第1号）【全業者必須】
- ② 見積書（様式第2号）【全業者必須】
- ③ 法人の事業実績表（様式第3号）【全業者必須】
- ④ 見積参加申請時別途必要書類【令和7・8年度高槻市物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿未登載業者のみ】

※1 業者名簿に登載されている者は下記書類の提出不要

※2 当該書類の提出による資格取得は本案件についてのみ適用されるものであり、高槻市におけるその他の案件に適用されるものではない。

No.	書類名	法人	複写
1	見積参加資格承認申請書 (別途様式1)	◎	不可
2	委任状（別途様式2）	△	不可
3	印鑑証明書	◎	可
4	商業登記簿謄本	◎	可
5	財務諸表	◎	可
6	法人税及び消費税の納税証明書 (その3の3)	◎	可
7	高槻市税の完納証明書 ※高槻市内に事業所等のある法人のみ	△	可
8	暴力団排除に関する誓約書 (別途様式3)	◎	不可

※書類は、高槻市ホームページからダウンロードすること

※No. 3～No. 7については提出日から3か月以内に発行されたもの

##### (2) 提出期間 令和7年12月12日（金）（長寿介護課必着）

##### (3) 提出方法 全ての提出書類を書留又は簡易書留にて郵送

※『普通郵便』『特定記録郵便』などで見積書を郵送した場合、その見積は「無効」となる。（受付時間帯：午前8時45分から午後5時15分まで）

##### (4) 記載方法等

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とし、内封筒に見積書を、外封筒にその他の応募書類を封入しなければならない。
- ② 内封筒及び外封筒には、見積参加者の所在地、商号又は名称、開札日及び件名を記載し封入すること。また、封筒の封をした部分及び継ぎ目に高槻市に届出している使用印鑑（以下、使用印という。）を押印すること。

- ③ 見積書には、見積金額のほかに、見積参加者の所在地、商号又は名称、代表者の役職氏名を記載し、使用印を押印すること。
- ④ 内封筒及び外封筒の記載内容及び押印箇所等は、（別紙1）「内封筒記入例」（別紙2）「外封筒記入例」のとおり。

（5）提出先

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2-1

高槻市役所本館1階 長寿介護課

（7）その他

- ① 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ② 申請書に虚偽の記載をした者は、見積に参加できない。
- ③ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

## 5 見積参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書を令和7年12月16日（火）付けで申請者宛てに送付する。なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には見積参加資格を取り消す。

## 6 無効の見積

見積書については、次に該当する見積は無効とする。なお、無効の見積を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- （1）上記4(3)に示す郵送の方法によらないもの
- （2）提出期間を過ぎて到着したもの
- （3）見積書が同封されていないもの
- （4）見積に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初見積参加資格がある旨を確認された者であっても、見積時点において資格を喪失した者の見積は無効とする。
- （5）見積書の記載内容もしくは押印が、業者名簿登載事項または見積参加申請時別途必要書類と同一性が確認できないもの
- （6）見積金額その他重要事項の記載が不明確なもの
- （7）見積書提出封筒（内封筒・外封筒）に、見積参加者の所在地・商号又は名称・見積日及び件名の記載がないもの並びに件名が確認できないもの
- （8）見積書提出封筒（内封筒・外封筒）に記載の見積参加者の所在地・商号又は名称及び件名と、同封された見積書の見積参加者の記名及び件名の同一性が確認できないもの
- （9）同一見積に同一人が複数の見積書を提出したもの
- （10）見積金額を訂正したもの
- （11）指定の見積書を使用しないもの

(12) その他、見積に関する条件に違反したもの

7 見積書に関する注意事項

- (1) 見積は、高槻市財務規則その他関係法令等の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 郵送した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 見積金額は①調査料（1件当たりの単価）、②月額固定費（事務所諸経費や設備費など毎月固定の金額）の2点で算出すること。
- (5) 見積金額は想定調査件数を1,300件、月額固定費の対象期間を令和8年4月から令和9年3月として総額を記載すること。
- (6) 免税業者については、その旨を長寿介護課長に届け出ること。
- (7) 見積回数は、次のとおりとする。
  - ① 1回とする。ただし、必要と認めるときは、再度の見積りを行うことができるものとする。
  - ② 再度見積りを行う場合は、参加資格者に見積書の提出期間等を通知する。  
ただし、初度（第1回目）の見積りで無効となった者には通知しない。
- (8) 提出期間までに到着した見積書が1者以上の場合、成立とする。
- (9) 見積参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、担当職員に申し出ること。

8 開札

- (1) 日時 令和7年12月19日（金）午前11時30分から
- (2) 場所 高槻市役所 本館4階 入札室
- (3) 落札者 見積書に記載された総額の最も安価な1者を契約予定業者とする。  
当該契約予定業者が見積もった調査料及び固定費の単価の見積金額が、それぞれ予定価格の制限の範囲内である場合、落札者とする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき価格の見積をした者が2者以上あるときにはくじを引いて落札者を決定する。
- (5) 立合い
  - ① 開札にあたっては、本案件の見積参加者の中からあらかじめ2者を立会人として選定し、通知する。
  - ② 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ない。
  - ③ 選任された立会人が開札に立ち会わない場合など立会人が2者に満たない場合は、見積事務に關係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

## 9 落札の通知

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者を含めた見積参加者に見積結果を電子メール等により連絡する。

## 10 契約

- (1) 高槻市所定の契約書の作成が必要。
- (2) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。なお、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、単価契約については、この限りではない。
- (3) 高槻市財務規則の定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない者は、指定の期日までに契約保証金を納付すること。なお、免除された場合を除き、契約保証金の額は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の5%相当額以上の金額を納付すること。

## 11 入札保証金 免除

## 12 異議の申し立て

見積を行った者は、見積後は、高槻市財務規則、契約条項、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 13 その他

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

## 14 問合せ先

手続きに関する不明な点等の問合せは下記に照会すること。

【担当部署】高槻市 健康福祉部 長寿介護課 担当 東野・白川

【所在地】高槻市桃園町2番1号

【MAIL】担当にお問合せください

【電話】072-674-7167

【FAX】072-674-7183

(注) 以下は、問合せや申請手続き等ができないので留意すること。

- (1) 執務時間（午前8時45分から午後5時15分）外の時間
- (2) 土曜日、日曜日等の休日